

令和8年3月3日

国立研究開発法人科学技術振興機構

助成事業推進部

**次世代研究者挑戦的研究プログラム（SPRING）新制度移行に伴う
独立行政法人日本学生支援機構第一種奨学生の
「特に優れた業績による返還免除制度」適用対象の見直しについて**

平素より大変お世話になっております。SPRING の新制度移行に伴い、独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）第一種奨学生の「特に優れた業績による返還免除制度」適用対象について見直しがありましたので、お知らせいたします。

JASSO 第一種奨学生の「特に優れた業績による返還免除制度」につきましては、令和4年度財務省予算執行調査の結果における「無利子奨学金（返還免除）の認定に当たっては、大学フェローシップ創設事業、次世代研究者挑戦的研究プログラムとの重複を原則として認めず、これらの支援を受けていない学生の返還免除に充てる等によりできるだけ多くの博士課程学生に経済的支援が行き渡るようにすべき」などの指摘を受け、令和5年度以降に大学院博士後期課程で第一種奨学生となる学生について、SPRING の支援受給者については制度の適用対象外とされております（令和5年3月1日付事務連絡）。

この度、SPRING 新制度移行に伴い、令和8年度以降は研究奨励費（生活費相当額）の支援を受けない学生が生じることから、本事業において研究奨励費（生活費相当額）の支援を一度も受けていない学生については、「特に優れた業績による返還免除制度」の対象となり得る（各大学内における選考・推薦の対象）と整理されました。なお、研究奨励費（生活費相当額）の支援を一度も受けた学生については、これまで通り、「特に優れた業績による返還免除制度」の適用対象外となります。

1. 連絡内容

【変更前】 令和5年度以降に大学院博士後期課程で第一種奨学生となる学生について、SPRING の支援受給者については「特に優れた業績による返還免除制度」の適用対象外とする。

【変更後（令和8年度以降）】 令和5年度以降に大学院博士後期課程で第一種奨学生となる学生について、**SPRING の「研究奨励費（生活費相当額）」**支援受給者については「特に優れた業績による返還免除制度」の適用対象外とする。 ※研究奨励費（生活費相当額）の支援を一度も受けていない学生については対象になり得る。

2. 問い合わせ先

国立研究開発法人科学技術振興機構

助成事業推進部

電話：03-5214-8451

メール：jisedai@jst.go.jp

※原則メールでのお問い合わせをお願いします。

以上